

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：レイモンド庄中保育園	種別：保育所	
代表者氏名：中村幸平	定員（利用人数）：140名（131名）	
所在地：愛知県尾張旭市庄中町1丁目2番地8		
TEL：0561-76-0888		
ホームページ： https://www.lemonkai.or.jp/school/nursary/leimond-shonaka-hoikuen/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成24年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人檸檬会		
職員数	常勤職員：19名	非常勤職員：12名
専門職員	（園長） 1名	（主任保育士） 1名
	（保育士） 23名	（看護師） 1名
	（栄養士） 1名	（調理員） 4名
施設・設備の概要	（居室数） 9室	（設備等） 多目的室、相談室、
		園庭1500平米

③理念・基本方針

★理念

- ・法人理念 子育てによるこびを、社会に新しい風を、笑顔あふれる子どもが住む、未来の地球のために
- ・保育理念 「3つの心」
人・命を愛する心を育てる
自然と共に生きる心を育てる
想像（創造）する心を育てる
- ・保育ビジョン 何だろうのその先へ
- ・施設・事業所 子どもが子どもとして生きる、時間と空間をつくり続ける

★基本方針

私たちは、保育園を第二の家であると考えています。そこは連帯して生活する一つの共同体でもあります。ここでは、「子どもが子どもらしく生きる」ことを一番の優先にしています。乳幼児期という人生のかけがえの無い時間を、子どもとして自由に制約を受けずに、この世界への好奇心を満たすことができる場所。遊びに没頭できる場所。私たちは、そのような環境をつくり、子どもたちと関わっていきます。専門職である保育士をはじめ、栄養士・調理師・看護師など、すべての職員が「保育者」です。大人の都合や思惑や願望を押しつけることなく、「子どもが子どもとして生きる」時間と空間をつくり続けていきたいと思えます。これは、口で言うよりはるかに困難な仕事です。平成24年春の開園、まだ若い保育園ですが、私たちは歩み続けていきます。子ども・保護者・保育者が共に進化成長していく、そんな園をめざして。

④施設・事業所の特徴的な取組

子ども一人ひとりの育ちに寄り添い、それぞれの生きる力を育む

- ・乳児の育児担当制
- ・大人がさりげなく手を差し伸べる保育
- ・基本的な生活習慣と生活経験
- ・子どもの自主性を大切にしたコーナー保育

さまざまな体験を通して、しなやかな身体と豊かな感性を育む

- ・豊かな自然体験／動植物との関わり
- ・心揺さぶられる原体験と豊かな表現活動
- ・多様な運動遊び
- ・子ども発のつながる保育
- ・文化・伝統の継承
- ・美しい保育空間づくり

人との“つながり”、社会との“つながり”を育む

- ・多様なコミュニケーション
- ・社会へつながる遊びの発展
- ・あいさつ、礼儀作法、利他の心

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 1月16日(契約日) ~ 令和 2年 6月23日(評価決定日) 【令和 2年 5月23日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成27年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆合理性のある事業計画の策定

前年度の事業計画の評価・反省を綿密に実施し、園運営から保育実践に至るまでの詳細な事業計画が策定されている。事業計画には、法人共通の課題(約20%)と、園独自の課題(約80%)を盛り込んでいる。重点的に取り組む「目標」に、具体的な到達点や数値目標が設定されていることから、期中の見直しや進捗の評価、期末の最終評価での目標達成の可否が明確化されている。

◆地域で選ばれる保育園

園長の強い思いは「地域で選ばれる保育園となること」であり、主任以下の職員もそれを理解して保育にあたっている。職員の安定雇用が続いており、若手、中堅、ベテランと職員構成のバランスも良く、質の高い保育を担保する一因となっている。そのような保育実践の下、毎年受入れ予定定員の200%の第一希望者の面接を行っており、市内でも有数の人気保育所となっている。園の目指す「地域で選ばれる保育園となること」の実現が証明されている。

◆安全な保育の実践

法人内の他園が遭遇した痛ましい交通事故を評価し、法人を挙げて「安全な保育」に取り組んでいる。ハザードマップ、散歩マップ等を作成し、危険箇所や「信号が早く変わる」などの文言も記入して活用している。ヒヤリハットは事故報告書と同時に綴り、気を抜かないようにしている。事業計画に事故防止の目標値を掲げ、指数計算をして事故報告・ヒヤリハット共に適切に管理している。遊具点検は業者が年1回、職員による点検は毎日行い、記録に残して子どもの安全を守っている。新型コロナウイルス対応も素早く、感染症対応に関するマニュアルに必要事項が追記されている。

◇改善を求められる点

◆研修体系にPDCAサイクルの活用を

職員個々に対し、半期に2回以上（非正規職員は1回以上）の研修参加を事業計画の目標値に定め、様々な研修機会を設けている。新型コロナウイルス感染症対応としての自宅待機職員にはSNS研修も用意されており、タイムリーな施策である。しかし、研修履修後の仕組みに改善点がある。「研修報告書」（組織）が求める意図が職員に伝わっておらず、報告書の記述が研修内容の羅列に留まっている例が多い。また、研修効果の評価・測定が実施されておらず、PDCAサイクルを意識した取組みに期待したい。

◆必要な記録の作成

現場での保育は問題なく実践されているが、記録に残されていない取組みも多い。「保育の全体的な計画」をはじめ各種マニュアル等の見直しの記録、問題発生時や課題抽出後の改善の記録、保護者との様々なコミュニケーション（懇談、送迎時の口頭での相談等）等が作成されていない。必要と思われる記録類を検討し、適切な記録として残すことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

2017年に続いて、二回目となる第三者評価を受審しました。愛知県評価基準に基づいて、利用者アンケート、施設長および職員の自己評価、そして専門調査員による実地調査という多面的な取組みにより、公正かつ客観的な評価を得ることができました。

前回の評価と比較しますと、全てのテーマにおいて改善・進歩が見られましたが、総合的には目標とするレベルに、あと一歩という状況です。

この評価によって示された、共通評価基準45項目、および内容評価基準20項目の、各評価レベルと評価コメントを誠実に受け止め、施設長以下職員全員で共有して、改善・向上への取組みをはかりたいと思います。

さらに、利用者アンケートでは、厳しいご指摘のある反面、暖かい励ましと共感の言葉も多数頂きました。

開園以来八年間の取組みに対して、一定の評判を形成できたという実感を得られた思いです。

このコメントや職員自己評価のコメントに示された具体的な課題についても、一つひとつ解決への取組みをはかっていきたいと思えます。

今後も、客観的な指標として、定期的な第三者評価を実施してまいります。

子どもたち、保護者、職員、地域、園に関わるすべての人々が成長・進化していく、そんな園をめざしてこれからも歩んでいきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・b・c	
<コメント> 法人共通の理念の下、園独自の理念・基本方針（3つの心）を策定し、日々の保育実践につなげている。職員に関しては、入職時の研修にて詳細に説明されている。入園説明会や各種行事等、機会あるごとに保護者への理念の説明等を行っており、保護者への理念の周知・浸透は深い。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・b・c	
<コメント> 県の私立保育園連盟や社会福祉協議会が主催する研修等に参加して情報を収集し、法人本部からの情報と合わせて園運営を行っている。「地域で選ばれる保育園となること」を目指しており、新規入園児の第1希望の園としては、トップの座を占めている。			
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・b・c	
<コメント> 正規職員の勤続年数が短く経験値が少ないこと、市の補助金制度が薄く職員確保に影響が出ていること、本部費負担が隔年ごとにきつくなること、を課題として挙げている。改善への布石は打っているものの短期間で解決する課題でもなく、それらの課題を意識つつ円滑な園運営を行おうとしており、職員雇用は安定している。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・c	
<コメント> 法人が中・長期計画を策定したことはあったが、適切な見直しも実施されなかったことから、園独自の中・長期計画は策定されていない。期をまたいで取り組むべき課題については、その都度プロジェクトを立ち上げ、メンバーを選定して取り組んでいる。現在、「園庭プロジェクト」が活動中であり、外部専門家や保護者有志の参画もある。			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・b・c	
<コメント> 園としての中・長期計画が策定されていないことから、年間4回の面談で得た職員意見を集約し、園長と一部の幹部職員によって事業計画を策定している。事業計画の主要な「目標」には、具体的な数値目標が設定してある。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 法人共通の課題（約20%）と、園独自の課題（約80%）を盛り込んだ事業計画が策定されている。重点的に取り組む「目標」に、具体的な到達点や数値目標が設定されていることから、期中の見直しや進捗の評価、期末の最終評価での目標達成の可否が明確化されている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 「入園のしおり」を小型の冊子に製本し、保護者がハンドバック等で携行できるよう配慮している。毎月の園だより（「レイモンドPRESS」）では、子どもや保護者に関する事業計画の内容を詳細に説明している。保護者懇談会が年に2回開催されており、その場でも適宜事業計画に触れた説明や連絡が行われている。分かりやすい資料等の作成が今後の課題である。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 開設から8年が経過し、今回が2回目の第三者評価受審である。保育サービスの質の向上を自ら確認するために、「保育環境評価スケール」を使って毎年クラスごとに評価を行っている。この結果は、ホームページ上にも掲載されている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 「保育環境評価スケール」による各クラスごとの課題が抽出され、改善への取組みにつながっている。各クラスで明確になった課題を分析し、園全体の保育実践の課題として導き出し、事業計画や中・長期計画へと展開する仕組みの構築を期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長の役割や責任の所在は、「職務分掌表」や「職員配置表」、「職務分担表」で明確になっている。園長は、自らの所信を園だより「レイモンドPRESS」で表明し、職員や保護者にその姿勢を示している。園長不在時の権限委任に関しては、主任がその代行を務めることが「職務分担表」に明記されている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長のコンプライアンス意識は高く、関係する法令等の改廃に関しては常にアンテナを張っている。県・私立保育園連盟や市の担当課等からの情報に加え、大きな制度改変については法人本部から全国一律に指示・伝達がある。職員へは、職員会議の場や研修によって周知が図られている。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上を客観的に測るためには、保護者の満足度や意向を正しく把握することと捉えている。そのため、毎年2回開催されている保護者懇談会での保護者意見の少なさを打開しようと、今年度、初めて総合的な保護者アンケートの実施に踏み切った。集約や分析が加えられ、園運営に反映させる取組みとなっている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>木をふんだんに使用した園舎やクラス配置の機能性、登降園管理の電子化等、斬新な考えの下で園が運営されている。しかし、園長と主任保育士への業務集中が見られ、休日出勤や時間外労働を担保にして園運営が回っている。適切な権限移譲を実施することによって、業務量の平準化と副次的効果としての後継育成を図ることが望まれる。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「地域で選ばれる保育園となること」が、「保育士に選ばれる保育園」にもつながっている。保育士養成の大学等とも強い連携を保ち、相互の信頼関係によって潤沢な職員採用を可能としている。定着対策としては、職員にとっての“働きやすい職場づくり”が進んでおり、安定的な職員雇用が実現している。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>体系的な人事考課制度が運用されており、職員個々の目標管理システムと併せて人事管理の柱となっている。新卒職員から一般職員、中堅職員、管理職、エリアマネージャー等の研修体系を伴ったキャリアプランが作成されている。上位職種（主任、施設長等）への資格試験の制度もあるが、職員の上昇志向へのつながりが薄く、後継育成面での課題を残している。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>年間4回の個人面談を行って職員意見の把握に努め、65歳定年制を敷き、有給休暇の取得率は60%である。有給休暇の他に正規職員にはさらに家族休暇1日が付与されている。非正規職員については、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務体制（100%申告制）がとられている。職員にとっての「働きやすい職場」は実現しているが、課題は、園長と主任の“働き方”の改善である。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人共通の目標管理システムが運用されており、職員育成の柱となっている。個人目標は可能な限り数値化されており、成果は処遇にも反映される仕組みである。目標管理システムの面談制度も有効に機能している。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画に、半期に2回以上（非正規職員は1回以上）の研修参加を謳っている。法人主導の階層別研修をはじめ、外部研修、園内研修、SNS研修と、研修計画が策定されている。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のために出勤を自粛している職員にとっては、SNS研修が有効な研修ツールとなっている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員個々には様々な研修機会が設けられているが、研修履修後の仕組みに改善点がある。「研修報告書」が求める意図が職員に伝わっておらず、研修内容の羅列に留まっている報告書が多い。また、研修効果の評価・測定が実施されておらず、PDCAサイクルを意識した取組みに期待したい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人作成の「保育・教育実習受け入れマニュアル」に従って実習生の受入れを行っている。実習生が職員として採用につながった事例もあり、質の高い実習が行われている。実習終了後に、実習の成果を評価する仕組みの構築が望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを活用し、園の概要や保育の内容を公開している。やや間隔は開いたが、第三者評価の受審は今回が2回目であり、苦情情報に関してもその類別の受付数をホームページに公表する等、事業運営の透明性を確保しようとの意識がうかがえる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「職務分掌表」や「職務分担表」によって、園長以下職員それぞれの役割が明確になっている。事務、経理、契約、取引、購買等に関しても、内部牽制が働く仕組みがある。公正、透明性の確保として、会計監査人を選定している。行政の監査に関しても、過去5年間に特段の指摘事項はない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」に地域との基本的な交流・連携の方針を示し、地域との相互の信頼関係を深めている。園庭茶会には、保護者をはじめ地域からも参加があり、約200名の来客がある。園の運動会では地域の関係者に案内状を送り、参加を呼び掛けている。春には地域の高齢者施設の利用者を茶会に招待し、秋には施設を訪問（慰問）してお年寄りを楽しませている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「ボランティア受入れマニュアル」に沿い、中学生の職場体験や高校生のインターンシップの受入れを行っている。子どもの豊かな情操を育むために、また年齢の離れた人との適切な関わりを学ぶ機会として、様々なボランティアの受入れを計画されたい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ a ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市の作成した「福祉マップ」を有効活用しており、園の活動で必要となる社会資源はほぼ網羅されている。事務室兼医務室には緊急連絡先や医療機関の一覧表が掲示しており、緊急時や非常事態には即座に対応できる体制が構築されている。市や県の関係団体の主催する会議・会合には積極的に参加している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ a ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市の統計資料から、今後5年間の子どもの受入れは潤沢に進むことを確認している。毎年、受入れ予定定員の200%の第一希望者の面接を行っており、市内でも有数の人気保育所となっている。園の目標としている「地域で選ばれる保育園となること」の実現が証明されている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ④ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>法人や園の取組を通して、市を「子ども・子育て環境が日本一」にしようとの思いがある。市の「市民憲章」に子ども・子育てに関するの項目を追記してもらい、名実ともに「子ども・子育て先進モデル都市」として確立させようとの構想を持っている。市内他園との交流や園長会等で共通理解を求め、ロビー活動を展開することを期待したい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p><コメント> 子どもを尊重する理念・方針等は「リーフレット」や「入園のしおり」等に記載され、毎年主任が4月の会議で人格・人権に関する具体例を示して説明している。理念・方針等の取組みが保護者に十分伝わっていることは、保護者アンケートが高い数値を示していることからもうかがえる。会議録は残されているが、同様に勉強会や研修で職員意識を高めた記録も残すことが望ましい。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<p><コメント> 「プライバシー保護・虐待対応マニュアル」は整備されている。身体測定やプール遊びの着替え時には、男女間を衝立で仕切っている。プール遊び時は、寒冷紗ネットやカーテン等で園外からの視線を遮っている。保護者には写真・動画の扱いを入園式で説明している。連絡帳の配付間違いをした際、再発防止のためにマニュアルの周知徹底を図ったが、規程やマニュアルについての研修不足は否めない。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ	b	c
<p><コメント> 入園のしおりは、カラー刷りのコンパクトな冊子である。園内外の紹介は、建築家とデザイン家による写真が掲示され、構図が斬新である。園が目標としている理念・方針を具体的に子どもたちが取り組んでいる姿で紹介しており、楽しい様子が伝わってくる。見直しの際、文字は少なく紙面の可能な限り写真掲示で工夫している。子育て支援センター利用者や一時保育利用者は、資料を容易に入手できる。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<p><コメント> 保護者説明に必要な資料は「重要事項説明書」や「入園のしおり」に記載されている。入園式では資料を基にDVDで説明し、同意書は適切に保管されている。特に配慮をする保護者への説明はルール化していないが、担任が説明困難な場合には主任に相談が来るので、一緒に考えたり園長にも相談している。実際には機能しているが、職員が迷うことの無いようルールを明確にすることが望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p><コメント> 保育の継続性に関する引継ぎ書の様式は市で統一されており、他県に転園する子どもも同じ様式を使用している。他県から転園してきた子どもの資料は、適切に保管されている。退園児の対応窓口は主任であるが、口頭説明に留まっているため文書は渡されていない。保護者に伝える内容を検討し、その内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ	b	c
<p><コメント> 利用者満足を把握するために、保育の考え方・環境・職員に対して・行事等、多岐にわたり2月にアンケートを行い、集計・分析して昨年度と比較している。個人面談や登降園時のコミュニケーションからも情報を収集している。「遠足で親の交流が欲しい」との意見に対し、次年度には親の交流時間を設ける等して改善している。</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	Ⓐ	b	c
<p><コメント> 苦情解決の仕組みは整備され機能している。「保育園のしおり」にも記載され、入園式で保護者周知を図っている。第三者委員まで届く苦情はなく、要望の類が多い。担任で解決できない苦情・クレームは、主任が担当して解決している。今後も、苦情や要望、意見は申し出た保護者に配慮して対処し、保育の質の上向上に役立てるよう取組みを継続されたい。ホームページに、苦情件数を掲載している。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者が相談したり意見を述べたりする機会は、年1回のアンケートや送迎時のコミュニケーション等、機会は多い。相談専用の部屋はあるが利用者は少なく、意見や要望を言わずらいとの声も聞かれる。相談室が気軽に利用できる環境、保護者が意見を述べやすい環境とするためにも、意見箱や相談相手を自由に選べる説明文書を作成し、その文書を配付、掲示するなどの取組みを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者から意見・要望を受けた際の手順を定めたマニュアルが整備されておらず、記録は残っていない。実際には意見の傾聴に努め、意見等を吸い上げて保育の質の向上に努めている。今一度、実際に寄せられている意見・要望等の記録や報告を読み直し、手順を文書化して保育の改善に役立てるためのマニュアルを整備することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> ハザードマップ、散歩マップ等を作成し、危険個所や「信号が早く変わる」などの文言も記入して活用している。ヒヤリハットは事故報告書と同時に綴り、気を抜かないようにしている。事故防止の目標値を掲げ、指数計算をして事故報告・ヒヤリハット共に適切に管理している。遊具点検は業者が年1回、職員による点検は毎日行い、記録に残して子どもの安全を守っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症の予防、発生時の対応マニュアルに、新たに新型コロナウイルス感染症のマニュアルも加え、素早い対応をしている。職員周知は会議を通して行い、年1回看護師による嘔吐物処理対応の模擬訓練を行っている。その際にビニール袋や必要な器具等の点検も行い、職員に周知している。保護者への感染症等の情報提供は、ボードや口頭等で対応している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子ども、保護者、職員の安否確認の方法が明確になっていない。保育を継続するための初動時対応の出動基準など、一部未整備の部分があるためBCP（事業継続計画）の作成を検討されたい。地域と連携しての訓練は今後の課題である。備蓄の管理は園長であり、賞味期限間近の食品等は無駄なく調理に使用している。食品は調理員、医薬品は看護師と役割分担するの危機意識醸成の一策となろう。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は文書化され、「レモンの保育」の冊子が職員に配付され活用されている。冊子には、研修での気づきや自分で学習した内容が記入出来るよう空白部分が広めに用意されている。主任の冊子には過去の経緯が詳細に記入されており、職員周知の確認ともなっている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法の見直しは法人本部で行われるため、園での定期的な見直しは実施されていない。法人本部での見直しに当たり、職員や保護者の意見・提案が反映される仕組みにまで至っていない。PDCAサイクルを活用し、保育の質に関する内容は現場からの声も届く仕組みや見直しの時期・方法を定め、必要な見直しが組織で継続的に出来る仕組みの構築が望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 市が定めたアセスメント用紙に入園前に保護者が記入し、面接時に園長・主任が記入漏れ等を確認している。3歳未満児と気になる子は個別指導計画とクラス指導計画の双方の関連で、適切な保育が実施されている。3歳以上児もアセスメントに基づく個別指導計画の作成が望まれる。子どもの成長が容易に確認できるよう、アセスメントと個別指導計画のファイリング方法を検討されたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」や「年計画」は年度末に見直され、「月・週等指導計画」は毎月評価・反省をして次の計画作成に役立てている。改善点は、会議録で終わらず、指導計画を見直した際、標準的実施方法に反映させる内容や保育の質に関わる内容も記録に残すことが望まれる。また、保護者からの要望等に関しても、必要なことは標準的実施方法に反映させることが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 平均5年と保育経験者が多く、若手、中堅、ベテランとまとまりの良い職員構成である。経験の浅い職員には、記録等の書き方に差異が生じないように付箋を貼り、考える機会にしている。個別で話し合い、不足を補ってもいる。月1回の職員会議で情報の共有化を図っており、経験の浅い職員にとってはベテラン職員の意見を聞く絶好の機会となっている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」、「情報開示規程」共に整備されている。過去に開示を要求され対応したケースはあるが、記録には残されていない。子どもの記録等の管理は法人本部が定めたルールがあり、園長の責任の下で適切に保管・管理が行われている。個人情報を含む情報の取扱いや漏洩対策等については、職員には職員会議で、保護者には入園式で説明され周知されている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、法人共通部分と各園が加筆する部分とで構成されている。編成作業は、園長と主任が主導で実施しており、携わった職員はほとんどいない。また、定期的な評価・見直しは年度末に実施しているが記録は残されていない。毎年改善され、次の編成に役立てているが記録としては残されていないので、見直しや改善された記録を残すことが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉒ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>4S（整理・整頓・清掃・清潔）を日常的に心掛けている。室内の温湿度等は常に適切に保たれ、心地よく過ごすための配慮がある。暑い日には、園庭にいくつもテントを張り、日差しを避けて遊ぶ環境にも配慮している。保育室の外のテラスには木製のスノコが敷き詰められ、照り返しがなく素足で歩いても暑くないよう配慮している。水まきの遊びを通して、子どもは涼をとる方法を学んでいる。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉓ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念の一つに「人・命を愛する心を育てる」があり、保育方針では「子ども一人ひとりの育ちに寄り添い、生きる力を育む」と掲げている。一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添う保育を実践し、否定的な言葉を使わないように心掛けてもいる。新型コロナウイルス感染症の対応により、評価日は子どもたちの数は少なかったが、職員が穏やかに話しかけ子どもは安心して過ごしていた。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>生活習慣を身につけるためには家庭の協力と情報交換が不可欠であり、連絡帳を5歳児まで全員が活用している。降園時の保護者とのコミュニケーションで、その日の様子を口頭でも知らせている。また、入園時から卒園するまで子ども個々にマーク（シール）があり、下駄箱や連絡帳などの個人の持ち物等に貼付され、自他の区別がつく工夫をしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳以上児が異年齢で花火の造形活動を制作した。年齢差が作品に表れ、保護者からは好評であった。高齢者の通所施設に訪問し、童歌を発表した。お年寄りも一緒に口ずさみ、楽しい一時を過ごした。社会体験では、手紙を郵便局のポストに投函する等、家庭ではできない経験をしている。また、お菓子購入体験では、それぞれの子どもが迷いながらも自らお菓子を選ぶ経験をしている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児が安定して過ごせるように、育児担当制で保育を行っている。子ども一人ひとりに寄り添い、子どもが担当保育士をよりお母さんに近い役割、存在で関わられるようにしている。担当制の導入が、乳児期に大切な愛着関係の形成に効果を挙げている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉗ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>自我が芽生える頃、噛みつきはある。保育中の怪我等は被害にあった子どもの保護者にだけ伝える方針である。子どもの年齢が高くなると、保護者は子どもから知られることとなる。保護者アンケートには、双方に知らせて欲しいとの要望も寄せられている。職員間の連携は伝言ボードを活用している。玩具の消毒は、午睡中と夕方の2回プロGRESS消毒を行って清潔を保っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもが取り組んで来た共同的な活動（運動会や夏祭り等）を、保護者には園便り・クラス便り、地域には交流の場で伝える機会があるが、就学先の小学校には案内状を発送している。小学校長が来賓として参列し、子どもの成長する姿を見ることは出来るが、子どもたちが取り組んで来た活動や内容も発信することが望まれる。「幼児期までに育て欲しい姿」とリンクさせて伝える工夫も期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 現在障害のある子どもは在籍していないが、気になる子どもや支援を必要とする子どもはいる。個別の指導計画を作成し、個別に配慮している。障害のある子どもが在籍していないため、職員は障害保育についての研修等に参加していないが、必要に応じての参加が望まれる。また、他の保護者に対しても、支援を必要とする子どもの保育について適切な情報を伝える取組みも求められる。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 保育の連続性に配慮した指導計画には早朝・延長の区別はなく、一日の指導計画として作成している。1歳児から5歳児は午後6時頃から異年齢保育となる。保育環境として、小さな玩具を置かない配慮をしている。幼児はクラッチ、乳児は赤ちゃんせんべいで、アレルギー対応のため毎日同じおやつを摂っている。0歳児は合同にせず、担当育児制でゆったり過ごせる環境で保育している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 小学校との交流は、9月に小学校の1年生と遊ぶ計画がある。教員との連絡会議は、年2回持たれている。合同研修までは行われていないが、「幼児期の終わりまでに育て欲しい姿」について、小学校と共有するための意見交換・研修を園としては望んでいる。また、職員が小学校就学後の子どもの姿を見る機会を望んでいるが、現時点では実現していない。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの「健康管理マニュアル」が整備されており、看護師による「保健だより」も配信している。乳幼児突然死対策のチェックも、0歳児5分、1・2歳児10分と適切に行われている。1年分の資料が適切に管理され、確認しやすい。予防接種状況の把握は保護者からの申告だが、忘れていた保護者には催促して漏れのない配慮をしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断の記録は看護師が漏れなく記録している。保護者への連絡は、毎月の身体測定は連絡帳に添付、健康診断結果は別紙に記入して伝えているおり、その対応は保護者アンケートでも高い数値を示した。フッ素化物は5歳児希望者のみ行っており、歯の大切さを子ども自身にも自覚させ、日々の生活にも反映させている。新型コロナウイルスに伴い、手洗いの励行を家庭にも働き掛けている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> アセスメントでアレルギー児を把握し、医師の診断指示書により適切に対応している。献立で除去する食品を保護者が記入し、連携を密に行っている。他児とはトレーの色を変え、ダブルチェックをしてから提供している。入園のしおりに、「口に食べ物が入ったまま登園しない」と言う一行を記載し、アレルギー児に対しての食事のみでなく、食習慣に対する注意喚起を行っている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 食育の計画、指導計画も整備されている。子どもが食事を楽しむ取組みとして、クッキングや野菜を育てる機会もある。調理員が毎月「給食だより」を配信し、地域の伝統食である「箱寿司」を祭りや祝い事の際に食べる習慣を紹介し、レシピと共に載せている。保護者から食に関する相談（離乳食の作り方、飲みこみが下手等）が寄せられ、調理員・栄養士・看護師等が内容に沿って対応している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 検査は園長と主任が行っている。玄関のサンプルケースを見て、保護者は当日の献立を確認できる。行事食の一例として、子どもの日に因んで鯉のぼりに見立てたランチを提供し、子どもたちの好評を得た。調理員の調理する姿がガラス越しに見られ、手を振ったり野菜を見たり、ほんのりと匂いも伝わってくる。調理員からは、子どもと共に食べる機会が欲しいとの希望があり、実現が望まれる。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉔ ・ b ・ c	
<p><コメント> 保護者が子どもの成長が感じられるように、保育参観が年間2回、個別懇談会が2回と定期的に行っている。3歳未満児は連絡帳と送迎時のコミュニケーションなどから、3歳以上児は毎日ボードを使って保護者と連携を図っている。懇談を望む保護者はその内容を先に提出し、担任はそれに答えるための時間を有効に使って効果を挙げている。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉔ ・ c	
<p><コメント> 送迎時等に子育て相談を受ける機会が多いが、基準がないので記録は残されていない。相談を受けた職員に知識が不足している場合には、保育の継続性を担保する意味合いからも、担当者だけで対応せずに経験豊富な職員に相談・助言をもらうこととしている。また、的確・適切に対応した事例を職員間で共有し、全ての職員が知識と自信を持って対応する力を育てることを期待したい。</p>			
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉔ ・ c	
<p><コメント> 「虐待対応マニュアル」は整備されている。現時点では権利侵害の恐れのある事例はないが、以前子どもが「父親に叩かれた」との訴えがあり、あざも確認できた。叩かれたのはその時だけであるが、市からの指示で以後継続的に配慮している。マニュアルに基づく職員研修が実施されていない。多様な背景を持つ保護者や家庭の早期発見・早期対応のため、虐待予防の意識の涵養に努められたい。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉔ ・ c	
<p><コメント> 毎月、月指導計画作成時に数値目標を基に自己評価を行っている。年2回の目標管理、年1回の保育環境評価を基に自己評価を行っている。平成30年度の実績評価は5段階の「4」評価であるが、改善に向けての取組みにまでは至っていない。自己評価チェック表を整備し、専門性に繋がるように検討されたい。更に職員の自己評価を分析し、園としての課題抽出に繋げることを期待したい。</p>			